

群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 平成十七年三月二十四日条例第二十号</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。</p> <p>二 条例等 条例_____</p> <p>_____及</p> <p>び規則 <u>(地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第二項に規定する規程</u> 及び <u>地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）</u>をいう。</p> <p>三 県の機関 議会、県の執行機関、企業管理者、病院事業の管理者の権限を行う知事若しくは警察本部（警察署を含む。）又はこれらに置かれる機関（行政庁が法律又は条例の規定に基づく管理、試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について法律又は条例に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者及びその者が法人である場合におけるその代表者を含む。）をいう。</p> <p>四 ～ 十二 (略)</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p>	<p>○群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 平成十七年三月二十四日条例第二十号</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。</p> <p>二 条例等 条例、<u>議会の規則（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下この号において「法」という。）第百二十条の会議規則、法第百三十条第三項の規則及び群馬県議会委員会条例（昭和三十一年群馬県条例第三十号）第十六条第三項の規則をいう。）、県の執行機関の規則</u><u>その他の規程（法第十五条第一項の規則及び法第百三十八条の四第二項の規則その他の規程をいう。）</u>及び<u>企業管理規程（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条に規定する企業管理規程をいう。）</u>をいう。</p> <p>三 県の機関 議会、県の執行機関、企業管理者、病院事業の管理者の権限を行う知事若しくは警察本部（警察署を含む。）又はこれらに置かれる機関（行政庁が法律又は条例の規定に基づく管理、試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について法律又は条例に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者及びその者が法人である場合におけるその代表者を含む。）_____</p> <p>四 ～ 十二 (略)</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p>

改正後	改正前
<p>第三条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の執行機関等が定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。</p>	<p>第三条 県の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととし ているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の執行機関等が定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせる ことができる。</p>
<p>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</p>	<p>2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</p>
<p>3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達したものとみなす。</p>	<p>3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の 県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達したものとみなす。</p>
<p>4 申請等のうち 当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものをもって 代え 代えることができる。</p>	<p>4 第一項の場合において、県の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。</p>
<p>5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料及び使用料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料及び使用料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって県の執行機関等が定めるものをもってすることができる。</p>	<p>（新規）</p>
<p>6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場</p>	<p>（新規）</p>

改正後	改正前
<p>合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものが ある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用 する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分があ る場合として県の執行機関等が定める場合には、県の執行機関等が定め るところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項 の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあ るのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する 部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。</p> <p>（電子情報処理組織による処分通知等）</p> <p>第四条 _____ 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等 の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されてい るものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の執行機関等が 定めるところにより、電子情報処理組織 _____ _____ を使用する方法により行うことが できる。</p> <p>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等に ついては、当該処分通知等に関する他の _____ _____ 条例等の規定に規定す る方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分 通知等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等 は、当該 処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられた ファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したも のとみなす。</p> <p>4 第一項の場合において、_____当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものについて は、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置</p>	<p>（電子情報処理組織による処分通知等）</p> <p>第四条 県の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例 等の規定により書面等により行うこととし _____ てい るものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の執行機関等が 定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計 算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線 で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して _____ 行うことが できる。</p> <p>2 前項の規定により行われた処分通知等に ついては、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分 通知等に関する _____ 条例等の規定に規定す る書面等により行われたものとみなして、当該 _____ 処分 通知等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第一項の規定により行われた処分通知等 は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられた ファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したも のとみなす。</p> <p>4 第一項の場合において、県の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該 条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって</p>

改正後	改正前
であって県の執行機関等が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。	県の執行機関等が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。
<p><u>5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として県の執行機関等が定める場合には、県の執行機関等が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。</u></p>	<p><u>（新規）</u></p>
(電磁的記録による縦覧等)	(電磁的記録による縦覧等)
<p>第五条 _____縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、県の執行機関等が定めるところにより、_____当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。</p>	<p>第五条 <u>県の機関は、</u>縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、県の執行機関等が定めるところにより、<u>書面等の縦覧等に代えて</u>当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類<u>の縦覧等</u>を行うことができる。</p>
<p>2 前項の<u>電磁的記録に記録されている事項又は書類</u>により行われた縦覧等については、当該縦覧等_____に関する<u>他の条例等の規定により</u>書面等により行われたものとみなして、当該<u>条例等その他の当該</u>縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</p>	<p>2 前項の<u>規定</u>により行われた縦覧等については、当該縦覧等<u>を書面等により行うものとして規定した縦覧等</u>に関する<u>条例等の規定に規定する</u>書面等により行われたものとみなして、当該_____縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</p>
(電磁的記録による作成等)	(電磁的記録による作成等)
<p>第六条 _____作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の執行機関等が定めるところにより、_____</p>	<p>第六条 <u>県の機関は、</u>作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の執行機関等が定めるところにより、<u>書</u></p>

改正後	改正前
<p>当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</p>	<p>面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。</p>
<p>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</p>	<p>2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</p>
<p>3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものをもって代えることができる。</p>	<p>3 第一項の場合において、県の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</p>
<p>(適用除外)</p>	<p>(適用除外)</p>
<p>第七条 (略)</p>	<p>第七条 (略)</p>
<p>(添付書面等の省略)</p>	<p>(新規)</p>
<p><u>第八条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の県の執行機関等が定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ県の執行機関等が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</u></p>	<p>(県の手続等に係る情報システムの整備等)</p>
<p>(県の手続等に係る情報システムの整備等)</p>	

改正後	改正前
<u>第九条</u> (略) (手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)	<u>第八条</u> (略) (手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)
<u>第十条</u> (略) (委任)	<u>第九条</u> (略) (委任)
<u>第十一条</u> (略) 別表 (第七条関係) (略)	<u>第十条</u> (略) 別表 (第七条関係) (略)

附 則 (令和八年三月●日条例第●号)

この条例は、令和八年四月一日から施行する。